

こんにちは!!

神崎市おたっしや本舗 (地域包括支援センター)です

おたっしや本舗とは?

地域で暮らす高齢者の皆さんの介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支える拠点施設です。

保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などの専門職員が中心になってさまざまな問題解決のために活動します。

おたっしや本舗では、

こんな仕事をしています。

- さまざまな問題を解決します。高齢者の皆さんやその家族、近所に暮らす人の健康や福祉、医療や生活に関することなど、暮らし全般の総合相談窓口です。家庭訪問も行いますので、お気軽にご相談ください。
- 暮らしやすい地域づくりに取り組みます。行政、医療機関、地域の団体、地域のケアマネジャーなどと連携し、高齢者の皆さんを支援します。
- 暮らしやすい地域づくりに取り組みます。行政、医療機関、地域の団体、地域のケアマネジャーなどと連携し、高齢者の皆さんを支援します。
- 皆さんの権利を守ります。高齢者虐待の早期発見や防止、悪徳商法、金銭管理などさまざまな相談ごとに応じて、情報提供や制度の活用などの支援をします。
- 自立して生活できるように介護予防のお手伝いをします。高齢者の皆さんが住みなれた地域で自立した日常生活を送れるように支援します。

○北部 (脊振町・仁比山地区担当)
中尾、城島、江崎 (☎ 59-2005)



○神崎 (神崎・西郷地区担当)
(後列) 松尾、深川、大岡、田島
(前列) 福田、実松、佐々木 (☎ 37-0111)



○南部 (千代田町担当)
江口、熊谷、古賀 (☎ 34-6080)



いきいき大学 もり 60歳からの学びの舎

5月21日、神崎市いきいき大学が開校しました。實松信子学長(教育長)の祝辞に続き、講師の松本茂幸市長が「元気な高齢者をめざして」と題して講演しました。

「体と心の両方が元気であって初めて元気になれる。元気になるための個人の努力も大切だが、行政としての努力も大いに発揮していきたい。」と力強く語られました。これまでに会った恩師の言葉を胸に、「法」でなく「人」を根底において進められている市長の行政運営に対する姿勢が、共感を広げました。

今年度受講申込者は、427人でスタートしました。目標の500人を目指して、まだまだ受講生募集中です。



| と き | と ころ | テ ー マ | 講 師 |
|----------|----------------------|---------------|--------------------------------|
| 7月16日(木) | 神崎市中央公民館 大ホール | 秋の野菜作りとガーデニング | JAグリーンみやき店長 松永 義治 氏 |
| 8月6日(木) | 千代田文化会館 (はんぎーホール) | 心の健康づくり | 九州共立大学・香蘭女子短期大学非常勤講師 西山 徹 氏 |

<受付> 9:30 ~ <講義> 10:00 ~ 11:30

※マイクロバスで送迎します。いずれも9:00出発です。

- ◆神崎市中央公民館行き
 - ①脊振総合支所前 ②千代田総合支所前
- ◆千代田文化会館行き
 - ①神崎市中央公民館前 ②千代田総合支所前

いきいき大学はいつでも入学できます。お近くの公民館、社会教育課の窓口で教材費を添えてお申し込みください。

○教材費 年間 1,000円

◎問い合わせ先

神崎市教育委員会 社会教育課 ☎ 44-2731

納め方は、特別徴収と普通徴収の2通りです

65歳以上の
皆さまへ

平成21年度の

介護保険料を決定します

介護保険料は、40歳から64歳までの方は、ご加入の医療保険と合わせて、65歳以上の方は特別徴収（年金天引き）または普通徴収（納付書・口座振替）で納めていただいています。

65歳以上の方の平成21年度の介護保険料は、すでに仮徴収していますが、6月に確定した市町村民税の課税状況に基づき、介護保険料を決定します。決定した保険料の通知書は、7月中旬頃に送付します。

特別徴収（年金天引き）

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給されている方は、原則年金より天引きされます。

既に、4月、6月、8月の徴収額（仮徴収額）については、仮算定していますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、10月、12月、2月の3回に分けて年金より天引きさせていただきます。年度途中で65歳になられた方、佐賀中部広域外から転入された方などはおおむね6ヶ月後から天引き開始となります。

普通徴収（納付書・口座振替）

老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円未満の方、年金をもらわれていない方、恩給などの受給者の方などは、納付書または口座振替で納付していただきます。

すでに、4月から7月分（仮徴収額）は仮算定していますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、8月から3月の8回に分けて納付していただきます。納付には、納付書のほか便利な口座振替もありますので、ぜひご利用ください。すでに口座振替ご利用の方は引き続き行います。

7月下旬から介護保険料の減免申請の受付を始めます

保険料段階が第3段階の方に、7月中旬頃に送付する平成21年度保険料の納入通知書に減免に関するお知らせを同封します。

○対象となる方

（次のすべてに該当される方が第3段階の方）

- ・平成21年度の介護保険料段階が第3段階の方
- ・平成20年中のすべての収入が88万円以下の方（世帯員がひとり増えることに41万円加算）
- ・市町村民税課税者と生計をともにしておらず、市町村民税課税者に扶養されていない方（健康保険の扶養も含む）
- ・世帯全員の預貯金の合計が、180万円以下の方

預貯金額には、国債・生命保険の返戻金なども含まれます。居住用以外の活用できる不動産がない方

○申請の方法

次の書類などをご持参のうえ申請してください。

- ・7月中旬頃に送付した通知書
- ・平成20年中の収入がわかる書類（年金の源泉徴収票など）
- ・健康保険証
- ・預金通帳
- ・生命保険証書等
- ・印鑑

○減免について

申請提出後、審査を行い、減免が承認された場合は、申請月以降の保険料を3分の1減額します。

ただし8月末までに申請された場合に限り、4月にさかのぼって保険料を減額します。

減免の承認・不承認の結果については決定後、通知します。

ご不明な点は、お問い合わせください。

◎申請・問い合わせ先

神崎市役所 高齢障害課
 ☎ 37-0111
 佐賀中部広域連合 業務課
 ☎ 41-1135

もの忘れ相談室

最近こんなことが 気になりませんか？

- ・今までできていたのに…
- ・記憶があやふや…
- ・どうもやる気が…
- ・性格が変わった…

6月からもの忘れ相談室を開設しています。

専門の医師が相談に応じます。お気軽にどうぞ！

○とき 7月17日（金）

午後3時から5時まで

○ところ 神崎町保健センター

○相談時間 1人40分程度

事前予約が必要です。受付は、当日の午前中まで。

○定員 3人（先着順）

○対象

神崎市内にお住まいの方で、もの忘れや認知症について不安に思っている方・そのご家族など

すでに専門医を受診されている方、もの忘れや認知症で治療されている方は除きます。

◎予約・問い合わせ先

神崎市役所・高齢障害課
 （神崎市おたつしゃ本舗）
 ☎ 37-0111